

東京地本第214号
令和7年3月7日

墨田区長 殿

自衛隊東京地方協力本部長
(公 印 省 略)

自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の
提出について (依頼)

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素よりご協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深いご理解、ご協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

ご承知のとおり、貴職におかれましては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事及び各区市町村長宛てに依頼文書「自衛官募集等の推進について」（防人育第3502号。令和7年2月20日及び防人育第3503号。令和7年2月20日）を防衛大臣から発出しており、その内容については、既にご覧察いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおおり、自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報（募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報をいう。以下同じ。）に関する資料の提出について、下記のとおりご依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

保存期間：1年（8. 3. 31まで保存）

記

1 依頼内容

自衛官及び自衛官候補生の募集対象者である出生の年月日が平成19年4月2日から平成20年4月1日までの男子及び女子並びに平成16年4月2日から平成17年4月1日までの男子及び女子(当該年度において18歳又は21歳になる者。日本人住民に限る。)に係る募集対象者情報に関する資料の紙媒体、電子媒体での提出

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務に利用するため

なお、ご提出いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

また、自衛官等又は学生等(防衛大学校又は防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒をいう。)の募集のために必要な資料として、住民基本台帳法第11条第2項に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を必要の都度請求する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。